二　反応槽その他稼働するとＰＦＯＳ等が通る箇所は、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じており、かつ、ＰＦＯＳ等が漏れるおそれがないものであること。

三　蒸留装置、凝縮器その他稼働すると気化したＰＦＯＳ等が通る箇所は、気密性を有するものであること。

四　ＰＦＯＳ等の移替えを行う装置その他稼働するとＰＦＯＳ等が飛散又は流出する可能性のある箇所には、受皿を設ける措置、局所排気装置を設置する措置その他ＰＦＯＳ等の飛散又は流出を防止するための措置を講ずること。また、局所排気装置から排出される排気中に含まれるＰＦＯＳ等を除去するため、集じん装置、スクラバーその他これらと同等の機能を有する装置を設置すること。

五　製造設備は、ＰＦＯＳ等のみを製造する設備であること。ただし、洗浄、掃除等により設備中のＰＦＯＳ等を除去することができる構造となっている場合は、この限りではない。

六　製造設備の見やすい箇所に、当該製造設備がＰＦＯＳ等を製造するものである旨を表示すること。

七　製造設備は、施設内部を負圧状態に維持し得る構造、廃水を回収する構造その他ＰＦＯＳ等が施設の外へ排出されることを防止するための構造を有した施設内に設置すること。

八　製造設備は、ＰＦＯＳ等の地下浸透を防止するため、コンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講じた床面に設置すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十五号

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号）の一部の施行に伴い、自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月八日

経済産業大臣　枝野　幸男

自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

（自転車競技法施行規則の一部改正）

第一条　自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

付録第二中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

（小型自動車競走法施行規則の一部改正）

第二条　小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

付録第二中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。